

別紙 1

排水設備設計施工基準

令和8年4月1日

滝沢市上下水道部施設課

1. はじめに

本書は滝沢市における、排水設備の設計及び施工基準について、滝沢市下水道条例及び滝沢市下水道条例施行規程の規定によるもののほか、特別に定めるものである。また、本書に定めのない事項は、「下水道排水設備指針と解説（社団法人日本下水道協会発行）」による。なお、これらの基準によりがたい場合は、別途協議すること。

2. 適用範囲

本書は滝沢市の公共下水道に接続する排水設備工事に適用する。

3. 排水設備計画工事確認申請

滝沢市の排除方式はすべて分流式であり、汚水と雨水を分離した排除計画とすること。

(1) 提出書類

- ① 申請書、設計図書、阻集器・ポンプ施設・床下集合配管システム（排水ハッター）等を設置する場合は計算書など処理方式等を表示した図書、その他設計審査を行うために必要な書類を各2部提出すること。
- ② 申請書については、小規模な住宅等の場合は着工予定日の5開庁日前までに提出し、その他の大規模な建築物の場合は事前に相談すること。

(2) 設計図書

- ① 申請地付近の見取り図（位置図）、ます表、接続道路、敷地線、建物平面図、公設ます、縮尺のほか、ます深さ、排水管の管種、管径、勾配、延長等を記入すること。
- ② 申請する排水管、汚水ます等は赤線、その他の既設排水管等は黒線で表示すること。
- ③ 原則 A3 で印刷すること。

(3) 設計基準

- ① 建物平面図の縮尺は1/200以上を基本とする。
- ② 記入値の単位は次のとおりとする。

区分	単位	数位
勾配	%	小数点以下1位
延長	m	小数点以下1位
ます深さ	m	小数点以下2位
地盤高	m	小数点以下2位

- ③ 排水勾配は1%以上とするが、2%とすることが望ましい。

- ④ 排水勾配を1%とする場合は、実質勾配が1%未満とならないように、ます深を計算すること（四捨五入に注意すること。）
- ⑤ 排水管の延長が、管径の120倍を超えない範囲内において排水管の管理上適切な箇所に汚水ますを設置すること。
- ⑥ 自在継手は原則、公設ますの流入部へ設置し、左右調整の目的にのみ使用すること。また、公設ますと直近上流汚水ますの間が見通せるよう設置すること。
- ⑦ 排水管の土かぶりとは宅地内では40cm以上、私道内では60cm以上とする。ただし、宅地内においてこれにより難しい理由があるときは、防寒材や砂等により凍結、凍上対策を行い30cm以上とすることが出来る。
- ⑧ 地盤高（GL）は公設ますを±0とする。
- ⑨ 塩ビますの種類は、次表を標準とする。

排水種類	位置	略号（種別）
台所、風呂、洗面、洗濯機、手洗い（器具トラップ有）	起点	90L
	合流点	90Y
台所、風呂、洗面、洗濯機、手洗い（器具トラップ無）	起点	UTK
	合流点	UT
トイレ（小便器を含む）	起点	45L
	合流点	45YS
—	屈曲点	90L, 45L, 22 1/2L
—	中間点	ST
—	合流点	90Y, WLS
—	落差点	DR

- 注1 トラップは器具トラップを標準とし、2重トラップとしないこと。
- 注2 DRには大曲エルボーを使用し、段差は31cm以上とすること。
- 注3 DRの使用が困難な場合は、DRAの使用を認める。ただし、内径をφ200とし、段差は5～30cmとすること。また、起点汚水ますの深さは50cmとすること。
- 注4 汚水排水系統と雑排水系統は分離すること。ただし、トイレ個室内の手洗い器については、トイレと同系統にしてもよい。

- ⑩ 阻集器は目的に合ったものを選定し、容易に維持管理ができる場所に設けること。

4. 既設排水設備

排水設備工事の際に、既設排水設備を使用する場合は、排水設備計画工事確認申請書に、既設排水設備検査調査シートを添付し提出すること。

5. 完了検査

排水設備工事が完了したときは、工事の完了日から5開庁日以内に工事完了届及び使用開始届を提出しなければならない。

(1) 提出書類

工事完了届、竣工図、使用開始届を各1部提出すること。また、床下集合配管システム（排水ヘッダー）を設置した場合や室内に阻集器を設置した場合などには、設置状況や点検口の写真を添付すること。

(2) 書類検査

3. 排水設備計画工事確認申請と同基準により検査する。

(3) 現地検査（検査手順）

- ① 汚水ますの位置、種別等について確認する。
- ② 管内用ライトと点検ミラーを使い、排水管内部を視認する。
- ③ 起点ますから水を流下させ、滞水等がないか確認する。
- ④ 汚水ます間の距離を計測する。
- ⑤ 汚水ますの深さを計測する。
- ⑥ 雨水の流入（誤接続）がないか確認する。

6. 留意事項

下水道の使用を開始している建物の建替え等により、下水道を使用しない水道の臨時使用等を行う場合は、下水道使用の休止届を、工事完了後には再開届を提出すること。（休止届の提出がない場合は、引き続き下水道使用料が請求される。）

7. ドレン排水

ドレン排水は、「生活・事業に起因する廃水」であり、下水道法第2条における「汚水」にあたるため、汚水系統への排出を原則とする。

なお、施工に際しては、雨水等ドレン排水以外の水が流入しない構造とすること。

汚水系統の排水設備への排出が極めて困難な場合で、潜熱回収型ガス給湯器

（一般社団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器）を設置する場合、周辺の生活環境への影響を考慮した施工を条件に、例外的に雨水系統への排出を認めることもある。

附 則

（１）施行期日

この基準は、令和８年４月１日から施行する。

（２）経過措置

改正後の排水設備設計施工基準の規定は、令和８年４月１日以降に提出された排水設備計画工事確認、それに係る排水設備計画工事確認変更及びそれらの完了検査について適用する。ただし、令和８年５月３１日までについては、なお従前の例によることができる。